

第6回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成21年5月22日（金）午後3時00分～午後5時00分 田原市役所北庁舎300会議室

1. あいさつ

■会 長

■副市長

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

2. 議 事

(1) 委員の異動（報告）

(2) 各主体による市民協働の取組状況（報告）

〔資料1〕各主体の取組状況（委員連絡票）

〔資料2〕市の機関の取組状況

〔資料3〕市民活動支援センターの活動状況

(3) 市民活動まちづくり事業補助制度の状況（報告）

〔資料4〕市民協働まちづくり事業補助金募集要綱

〔資料5〕市民協働まちづくり事業補助制度の状況

(4) 協働のまちづくりに関する意見・提案

「市民協働まちづくり方針ポケット版2009」

3. そ の 他

○ 第7回会議：10月上旬予定

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

(平成21年5月22日現在)

番号	職名	委員氏名	役職等	備考
1	会長	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)
2	(副会長) 委員	おおば さとし 大羽 敏	田原市総代会長	2号委員 (市民活動団体)
3	委員	おの かずよし 小野 和良	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	ふくい てつみ 福井 哲己	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
5	委員	わたらい としお 渡会 登汐	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
6	委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみんのひろば運営委員長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	まの ひさかつ 真野 尚功	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	かわさき まさお 川崎 政夫	福江地区まちづくり会議会長	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会理事	2号委員 (市民活動団体)
10	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
11	委員	もりした しずこ 森下 静子	あつみ NPO ネットワーク会長	2号委員 (市民活動団体)
12	委員	わたなべ きよみ 渡辺 紀代美	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)
13	委員	ひらの しゅういち 平野 修一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
14	委員	ひこさか ゆうぞう 彦坂 雄三	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
15	委員	すぎうら ひろむ 杉浦 拡	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)

※今回、各団体の役員改選に伴い、新たに5名（ゴシック）の委員が異動・就任しています。

【事務局】

市民環境部 市民協働課	課長	藤井正剛
	副主幹	鈴木嘉弘
	主任	渡會俊也・廣中有香・渡邊敏彦

各主体の取組状況

(委員連絡表)

連絡表No.	委 員 名		
連絡表1	大羽	敏	委員
連絡表2	伊藤	伸浩	委員
連絡表3	真野	尚功	委員
連絡表4	川崎	政夫	委員
連絡表5	酒井	修	委員
連絡表6	本多	智映子	委員
連絡表7	森下	静子	委員
連絡表8	平野	修一	委員
連絡表9	福井	哲己	委員

委員連絡票 1

○地域コミュニティ団体の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 15 日	氏 名	大羽 敏
-------	------------------	-----	------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興について（方針 P24～P25）

○「(2) ①a 織の見直し」に関する取組として

- ・本年度、校区総代会において、あり方検討会(研修会)を設ける方向で検討している。

○「(2) ②a 加入・参加の拡大」に関する取組として

- ・市の窓口と連携して加入の呼びかけをしている。
- ・地域コミュニティ団体の認定制度に伴う見直しをしている。
- ・お知らせの回覧やイベントを企画開催している。

○「(2) ③a 地域課題の対処」に関する取組として

- ・まちづくり推進計画を実行している。
- ・活動に対する事業を計画して進めている。

○「(2) ④a 地域コミュニティ団体との連携」に関する取組として

- ・太平洋岸の交流事業など表浜の近隣校区と連携している。

○「(2) ④b 地域の各種団体との連携」に関する取組として

- ・校区として自治会（谷ノ口）の公園整備などを応援している。
- ・校区によっては NPO と協力して事業（清掃活動等）を行っている。
- ・運営面でも開かれた校区となるよう運営規約を見直すなどの取組を始めている。

○「(2) ⑤a 意見の把握」に関する取組として

- ・日頃から市の施策に関連する意見の取りまとめに取り組んでおり、その意見が出し合えるような雰囲気づくり、コミュニティづくりのために各種のふれあいイベントを実施している。

○「(2) ⑤b 意見の集約・代表」に関する取組として

- ・地区代表（地域住民）の意見を集約し、行政懇談会や役員会などで発表できるよう取りまとめている。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 2

○市民活動団体の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 18 日	氏 名	伊藤 伸浩
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P9）

○「(2) a) 活動 P R・信頼性の向上」に関する取組として

- ・ 3 月 1 日、田原文化会館において第 2 回「しみんのひろば」開催した。
- 市内 NPO・ボランティア団体 30 団体が参加。市内外からの来場者に各団体の活動に触れてもらった。
- ホールの活動発表には来場者が少なく、市民の関心の深さはまだまだであると感じた。市民活動団体の PR は、今後更なる工夫や継続が必要であると思う。

○「(2) b) 市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

- ・ もともと市民活動団体は、行政の手の届かない部分をカバーしていることが多いと考える。同じ分野の中での行政と市民活動団体の役割を明確にすると協働もやり易く意味のあるものになっていくのでは？そのための話し合いの場などを設けていただければ、具体的な意見も出てくるかもしれません。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P20）

○「(1) b) 市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

- ・ 市民活動団体は、それぞれ何らかの意識を持った人たちの集まりですが、それに対し地域コミュニティは残念ですがまだまだ「お役」というイメージが強いようです。
- 例えば地域の清掃活動に環境保護をテーマとする団体が参加したり、老人会の行事に福祉団体が参加することは良いことだと思いますが、市民活動団体側から話を持ちかけると自治会などに面倒がられることがあると思われます。
- ・ 自治会や町内会の役員の方々に、この条例をよく理解してもらっておく必要があると思います。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 3

○市民活動団体の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 11 日	氏 名	真 野 尚 功
-------	------------------	-----	---------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P9）

○「(2) a) 活動 P R・信頼性の向上」に関する取組として

- ・ホームページによる広報活動（H20、H21 共）
- ・折込広告による広報、新聞、T Vを通じての広報
- ・H21 年度「田原 J Cかわら版」を称した P R誌の市内各所への掲示

○「(2) b) 市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

- ・青少年健全育成事業「第 25 回ちびっこ道場」の開催（H20）
- ・ぐるりんバス ラッピングを企画・実施（H20）
- ・高校生が実行する「TAHARA U.C.フェス '09」の開催（H21）

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P20）

○「(1) b) 市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

- ・権現の森育成協議会への加入と活動（あつまれちびっこ権現の森）への参加
- ・たはら国際交流協会への加入と活動に対する協力
- ・田原市民まつりへの参画
- ・田原市観光協会への加入と活動に対する協力
- ・田原市社会教育協議会への加入と協力

添付資料（ 枚）

委員連絡票 4

○市民活動団体の取組として、平成20年度実績・平成21年度予定。

[illegible]

委員連絡票 5

○市民活動団体の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 18 日	氏 名	酒 井 修
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P9）

○「(2) a 活動 PR・信頼性の向上」に関する取組について

・各市ボランティア連協加盟団体、個人の多くは、ホームページ修得率のごく一部に限られ、広く市民に周知されていない現状が続いている。市民になじみやすく、分かりやすい工夫を考えていきたい。

○「(2) b 市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組について

・高齢化世帯、子育て支援など、地域を中心とした問題は、各自治会やボランティアと協働できる仕組みづくりが早期に必要なとなってくるのが伺える。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P20）

○「(1) b 市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組について

・市ボランティア登録数……………うちボランティア連協加盟	
個人…121 人	個人…29 人
団体…71 団体（3659 人）	団体…36 団体

近年ボランティアの多様化に伴い、福祉、環境、文化、安全安心、教育、子育て支援、エコ活動など幅広い分野となり、これからも増加すると思われます。加えて、各行政独自でボランティアを抱えているため、総数的にはもっとあり、現況の状態が、市民に理解しにくく複雑化しているのではないだろうか？全体を統括する仕組みが必要ではないだろうか。

「市民協働まちづくり」に障害者、高齢者への「やさしいまちづくり」も欠かせないが、現状の会議構成員に入ってなく、是非、彼等の生の声を反映し「心あたたまるまちづくり」も加えてほしい。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 6

○市民活動団体の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定、

送付年月日	平成 21 年 5 月 18 日	氏 名	本 多 智 映 子
-------	------------------	-----	-----------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P9）

○「(2) a 活動 PR・信頼性の向上」に関する取組について

・春の文協まつり、田原市民まつりへの参加により、文化協会の活動内容（展覧・芸能茶会・さつき展等）の PR を行なっている。

また、市発行の生涯学習情報誌において、文化教室の参加を募集したり、各種団体の紹介を行なっている。

○「(2) b 市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組について

・文化教室の開催（市からの委託事業）

H20 年度 15 教室開設

H21 年度 14 教室開設予定

・文化会館アトリウム展示 20 年度、21 年度 5 部会

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P20）

○「(1) b 市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組について

・文化協会は、いろいろな部門（芸能・展覧・文芸・茶道・華道）によって構成されており、各部門それぞれ個々に地域とのかかわりを持って活動している。

H20 年度田原市文化協会共催・後援事業

共催事業 32 部会

後援事業 8 部会

添付資料（ 枚）

委員連絡票 7

○市民活動団体の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 12 日	氏 名	森 下 静 子
-------	------------------	-----	---------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P9）

○「(2) a 活動 P R ・信頼性の向上」に関する取組について

- ・ H P の開設 http://music.geocities.jp/alc_tahara/
- ・ 市・市教委・社団協等の共催・後援をいただき進める。
- ・ 広報たはら、ケーブルテレビ等による宣伝及び取材
- ・ 地元スーパーとの協力関係で、パネル展示・ P R 活動を行なう。
- ・ どすごいネット、ANN グループ活動ガイド、社会福祉協議会団体紹介ブログ掲載

○「(2) b 市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組

- ・ 田原市男女共同参画推進懇話会委員
- ・ しみんのひろばパネル展示、田原市福祉の集い、田原市女性フェスティバル参加

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P20）

○「(1) b 市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組について

- ・ 亀山校区青少年健全育成会と女性会議ウイットの共催事業
- ・ 地元スーパーとの協力関係で住民に P R 発信していく
- ・ 渥美青年経済研究会との協働
- ・ 福江中学校ドリームの会ボランティア研修に ANN から講師派遣

添付資料（ 枚）

委員連絡票 8

○事業者の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 19 日	氏 名	平 野 修 一
-------	------------------	-----	---------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P9・P10）

○「(3) a 事業活動による社会貢献」に関する取組について

- ・定額給付金の支給開始に伴い田原市内の商工会でプレミアム付き商品券を発行。商品券は 500 円券 22 枚つづりを 1 万円で販売。8000 セットを製作。市内約 400 軒の小規模店に参加してもらっている。今回の商品券で地域内の購買が高まり、地域経済の活性化になると期待している。
- ・田原市民まつりに協賛し、商工会で華山の郷土ふれあいまつりを開催。多くの市民に憩いの場を提供するとともに地域の活性化に重要な役割を果たしている。
- ・あつまるタウン田原では、ひと・まちづくり事業として市より委託を受け「まちなか賑わいづくり実行委員会」を運営している。実行委員会では、イルミネーション設置・を行い「サンタと着ぐるみイベント」、「フラワーポット設置事業」、「七夕イベント」「まちなか音楽祭」等のイベントを開催

○「(3) b 市民公益活動への参加・支援」に関する取組について

- ・各地域で行なわれている市民公益活動への事業者として参加・協力を行っている。
- ・また、商工会では青年部による夜店事業を行なっているが、部員相互の団結力や意見交換の場であるとともに、地域や市民活動団体との交流の場として貴重な事業と捉えている。
- ・このほか、市民等のニーズの把握、地域への PR などに努めている。

○「(3) c 行政活動への参加・協働」に関する取組について

- ・事業者団体の代表として、市の各種方針・計画等の検討会に参加することは、自らの事業環境の改善を図ることにつながる。自らの持つ専門性・効率性を生かし、積極的に行政活動への参加を行なっていく。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P21）

○「(1) c 事業者の加入・活動参加」に関する取組について

- ・事業者として地域コミュニティ活動に積極的に参加し、日頃から地域とのコミュニケーションを図り、事業者として地域の信頼性の向上に努めます。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 9

○市民の取組として、平成 20 年度実績・平成 21 年度予定。

送付年月日	平成 21 年 5 月 18 日	氏 名	福 井 哲 己
-------	------------------	-----	---------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現（方針 P8）

○「(1) a 市民公益活動への参加」に関する取組として

- ・地域の活動（お役）への積極的な参加。（6 月・10 月の清掃活動）
- ・地区の「美化の日」への参加 毎月第一日曜日を「美化の日」と定めて、沿道花壇の手入れ、空き缶拾い等の清掃活動を行なっている。

○「(1) b 行政活動への参加」に関する取組として

- ・市民協働まちづくり会議への参加
- ・東部太平洋岸総合整備促進協議会の会議、イベントへの参加。

指針その 3 市民間協働の推進（方針 P16）

○「(1) a 市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

- ・「谷ノ口森林レクリエーション公園」予定地で、毎月第 2 土曜日に行なっている里山整備の集いへの参加
- ・田原市里山の会・東三自然観察会等、多くの団体の協力・支援を得ながら里山整備を開始。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興（方針 P20）

○「(1) a 市民の加入・活動参加」に関する取組として

- ・区民の親睦会への参加
- ・毎年 7 月頃、区民の親睦を図るため、グランウンドゴルフ等のレクリエーション競技を行い、バーベキューを実施している。
- ・校区が行なっている各種スポーツ大会への参加、市民館まつりへの参加

添付資料（ 枚）

市民協働の6つの指針 取組状況

一市の機関の取組状況一

指針その2 行政参加・協働の推進

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めて行きます。

●積極的な情報公開

・広報たはらを平成20年8月より月2回の発行、情報提供の充実を図った。また、ホームページの随時更新を心がけるとともに、市民協働のページなどコンテンツの充実を図った。引き続きタイムリーな情報を随時掲載する。【広報秘書課】

・市政ほーもん講座・市政ぴーあーる講座

平成20年度実績
ほーもん講座 266回開催(延べ10,373名参加)
ぴーあーる講座 2回開催(58名参加)

市政ほーもん講座のメニューの見直しを図る。また、体験型のぴーあーる講座を実施する。

・田原市関連 HP

・田原市議会 ・企業立地 ・消防本部 ・情報センター ・図書館 ・博物館 ・専門学校 ・シェルマよしご ・教育委員会 ・農業委員会 ・営農支援センター
--

各課室においてHPを開設しており、最新情報の提供に心がけている。

・ケーブルテレビのニュース番組「街角ホットライン」と市政企画番組「田原ホットライン」を随時放送。引き続き市として紹介すべき情報や身近な話題を取り上げ放送する。【広報秘書課】

・田原市議会では、年4回の「議会だより」を発行。定例会・臨時会の概要、委員会の審査状況等をお知らせしている。また市議会のHPを活用して、議会の役割・組織の紹介、定例会等の議事録を公開し情報提供を行なっている。【市議会】

・開かれた議会、市民に分かりやすい親しまれる議会を目指し、本会議の一般質問をケーブルテレビ「ティーズ」にて生中継している。【市議会】

●行政活動への市民参加の拡大

・平成20年度より「田原市広報サポーター」を設置。サポーターを公募し、市民の手による広報紙面づくりを実施している。【広報秘書課】

・人にやさしい街づくりに向け、一般公募による市民組織、団体(人街応援隊)の設立及びバリアフリーマップ作り等、協働事業を実施する。【建築課】

・各種イベントについては、市民が参加しやすい時期、時間、内容を検討する。また、事業の成果等をHPなどで積極的に報告する。【全課室】

●市民公募委員の導入

・(仮称)田原市教育振興基本計画策定会議(平成 20 年度公募済み)【教育総務課】

・市民コンサートを運営するため、幅広く市民の意見を取り入れながら市民主体でコンサートを実施している。【生涯学習課】

・幅広く市民等の意見を反映するため、各担当課で市民公募委員の募集を行なっているが、今後、全庁的に公募委員の拡大を図り、更なる市民等の意見の把握に努める。【全課室】

●パブリックコメント制度

・平成 20 年度実施

案 件 名	時 期	担当課
第 2 期田原市障害福祉計画案について	H21. 1	福祉課
田原市高齢者保健福祉計画の改正案について	H21. 1	福祉課
田原市都市計画マスタープラン案について	H21. 1	街づくり
たはらグローバルシティ推進プラン案について	H20. 12	企画課
地球温暖化防止都市宣言について	H20. 9	エコエネ
田原市住宅マスタープラン案について	H20. 7	建築課

・平成 21 年度実施予定

案 件 名	時 期	担当課
田原市水道ビジョン案について	H21. 5	水道課
行政改革大綱改定	H22. 1	政策推進
(仮称)田原市教育振興基本計画	H22. 1	教育総務

・各課が実施するパブリックコメントの周知等を行なっているが、提出される意見が少ない。日頃から市民等に分かりやすい情報提供に努める。また、制度の運用について、より効果的な方法を検討する。【広報秘書課】

●市民意見の提案制度

・提言箱、提言ホーム・メール

平成 20 年度実績
提言箱 60 件
提言ホーム・メール 26 件 ※軽微な問合せを除く

提言箱、インターネット等を通じて寄せられる市民の意見について、事務の参考とするとともに提案者に回答。また、提言の概要を部長会議で報告し市役所内で情報の共有を行なっている。今後も市民等から寄せられる意見・提案に対し、関係各課において協議を行い、市の方向性を提案者に十分説明し、意見を反した事務事業を行う。【広報秘書課】

●意見交換のための会議開催

・学校の運営を検討する評議会や検討会を組織し、学校運営の在り方を検討し、平成 20 年度は「学校運営協議会」を立ち上げ、アクションプランを設定した。今後は社会情勢等を踏まえながら、プランの進捗状況を報告、事業実施の可否を判断。【専門学校】

・社会教育団体連絡協議会と年4回程度の懇談会。社会教育団体との意見交換の場となっている。【生涯学習課】

●アンケート調査

・3年毎、市民意識調査(H19)を実施している。次回はH22年度調査予定であり、調査方法・内容等の見直しを行なう。【政策推進課】

・生涯学習講座・ホール事業等において、必要に応じてアンケート調査を行なっている。今後も事業の反省材料とするため継続していく。【生涯学習課】

●地域コミュニティ団体との協働(委託)

・文書配布、公園・排水施設の管理、各種イベントへの参加、委員の推薦など、幅広い協力を得ているが、依頼項目の整理等行い負担軽減を目指す。【全課室】

●地域コミュニティ団体からの要望への対応

・行政懇談会、校区総代会、代表者により随時要望等が行なわれている。また、市職員を校区まちづくりアドバイザーとして派遣、市と地域コミュニティ団体との連絡調整機能を持たせている。【市民協働課】

・市職員も一市民として、自治会等の地域コミュニティ団体の活動や環境、福祉、防災、スポーツなどの市民公益活動への積極的な参加の呼びかけを行なっている。【市民協働課】

●特定業務の外部委託(市指定委託業務)

・既に各課において、公共施設等における専門性を生かしたサービスと効率性の向上を目指し、指定管理者制度の導入を行なっている。なお、福祉部門については、業務の専門性の確保の観点から市民活動団体へ業務の委託を行なっている。

●市民等からの提案による協働事業(外部委託)

・国際交流事業について、外国語能力など専門的な事柄についても市で対応してきたが、語学能力(翻訳・通訳等)をはじめ、国際交流事業に長けた市民活動団体への業務委託を検討していく。【広報秘書課】

・生涯学習部門では、各種イベント、教室、コンサート等を各種市民活動団体へ委託している。実績報告のみにとどまらず、参加者アンケート等による反省点、改善点、要望等を報告してもらい、市民の意向に沿った事業展開を目指す。【生涯学習課】

●様々な協働形態の導入

・給食センター整備に伴い、PFI導入の可能性の調査を実施予定。【教育総務課】

・柔軟な対応が必要となるイベント等(市民まつり、トライアスロン、市民コンサート等)では、市民等による実行委員会方式により実施している。今後も市民等の得意分野を最大限に生かせるよう、実行委員会形式の拡大、新たな協働方式の検討を行なう。【全課室】

・昨年度、議会では田原市を取り巻く課題を共有しながら理解を深めることを目的に、議員の自主運営により、3つ（農政・教育福祉・都市まちづくり）の研究会を発足させた。市民活動団体との意見交換や地域コミュニティ団体の取組について地域の議員が事例報告を行い意見交換するなどの取組をしている。【市議会】

指針その4 市民公益活動の支援

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

●施設等の整備・利用改善

・生涯学習施設の利用調整については、社会教育団体連絡協議会において、大会等行事の年間調整を行なっている。現在、社団協加入団体は一般の方より1ヶ月先の施設予約が可能となっているが、年間予約（大会等のみ）が可能なことから優先期間の廃止を検討。市民等が利用しやすいあり方を検討。なお、合併前より使用料体系に地域間で格差が生じていたため、使用料の適正化見直しを行い統一的な使用料体系としたい。【生涯学習課】

●市民公益活動の環境整備

・市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において田原市社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしている。補償制度の適応団体についての整理を検討【市民協働課・生涯学習課】

●市民公益活動の市民等への情報提供

平成20年度総代文書依頼実績【総務課】

区分	配布物	H19 実績	H20 実績
全戸配布	広報たはら	12 回	20 回
	議会だより	4 回	5 回
	福祉だより	6 回	6 回
	消防かわら版	4 回	1 回
	農業委員会だより	広報紙面	3 回
	チラシ等	21 種類	24 種
回 覧	チラシ等	72 種	68 種

※うち一部校区のみ依頼 4 種

・平成20年度より、広報たはら15日号に、市民活動支援センターへページ（A4版・1ページ）を提供。市民活動団体等の情報提供を開始した。引き続き市民公益活動を積極的に紹介する。【広報秘書課・市民協働課】

・昨年度、市議会としてシンポジウムを実施。近隣の市議や経済界より道路整備を含めた広域連携による地域づくりについての意見をもらった。今後もこのような機会を企画し、参加した市民等に本地域における様々な可能性を感じてもらう機会を設けていきたい。【市議会】

●行政情報の提供

・市で把握できる有益な情報については、できる限りお知らせするようにしている。今後も市民活動支援センター等を通して積極的な情報提供に努める。【市民協働課】

・市が保有する住民情報等については、個人情報保護法等の制約があり、情報提供できないものあり。住民情報の提供の是非の検討の必要がある。【全課室】

●市民公益活動への人的支援

・市民活動支援センターの設置や校区まちづくりアドバイザーとして市職員の派遣を行なっているが、市民等と市役所のさらなる相互理解や信頼の構築、自らの見識の向上を図るため、市職員が市民公益活動に参加する機会を多く設けるよう呼びかける。【市民協働課】

・各議員は、個々に地域コミュニティ団体や市民活動団体の会合に参加し、市民等のニーズの把握及び情報提供に努めている。【市議会】

●市民公益活動への財政的支援

・地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が様々な分野で支出されているが、今年度、市民協働まちづくり基金を活用し、公募型補助事業「田原市まちづくり事業補助金」を導入した。【市民協働課】

●市民公益活動へのその他支援

・各種団体が行なう事業等に共催・後援をしている。

平成 20 年度(減免等の関係件数)	
共催事業	スポーツ事業 75 件
	文化事業 39 件
後援事業	スポーツ事業 34 件
	文化事業 24 件

(共催:使用料免除、後援:使用料 1/2)

※現在、使用料の減免目的での申請が多く見受けられる。共催・後援の承認についての基準を見直し、市の施策に合致する市民公益活動への支援を行なう。【生涯学習課】

●市民間協働の促進のための支援

・市民活動支援センター、社会福祉協議会との連携を密にし、市民公益活動における連携の意向を把握するとともに、活動・人材情報の把握・提供に取り組む。【市民協働課】

指針その5 地域コミュニティ活動の振興

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発に行きます。

●地域コミュニティ団体の振興策

・市は地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に向けて取り組みます。【全課室】

・まちづくりアドバイザーとして、市職員(60名)を20校区に派遣し、地域課題への対応、市との連絡調整を行なっている。

●地域コミュニティ団体の意見の反映

・市の施策において、地域の影響や関わりが大きなものについては、校区や自治会を対象とした説明会等を開催し、地域の意見に配慮しながら進めます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、校区まちづくり推進計画における各地域の取組方針にも配慮します。【全課室】

・毎年、校区別あるいはブロック単位で行政懇談会を開催し、まちづくり地域課題の意見交換をしている。

●地域コミュニティ団体の認定制度

・住民自治の主役として位置付けられている地域コミュニティ団体の活動が一層活性化されるように、一定基準以上の活動をしている地域コミュニティ団体を市長が認定する制度。昨年11月から市民館主事、今年に入ってから各校区で趣旨説明会を開始し、取組を呼びかけている。

【目的】

- ・自らの活動が、民主的かつ公平に行われていることを立証し、その状態を保持していく。
- ・住民主体の開かれた運営をしていることを公に認めてもらい、住民に加入・参加を呼びかける。
- ・認定要件のクリアを目標に、体制・活動を改善（見直し）することで、自らを活性化される。
- ・認定を受けている団体の活動を参考として、地域課題への対応を進める。

数年後にはすべてに地域コミュニティ団体が認定団体となるように、各地域の取組方針に配慮した運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組む。

指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用して行きます。

●まちづくり基金の活用

平成20年12月4日 5億円を基金へ積立

平成20年度利息 1,433,561円（一般会計へ）

※市民活動支援センター委託料へ充当

平成21年度利息見込み 3,050,000円

今年度は、まず補助金に充当し、残額は市民活動支援センター委託料へ充当する予定です。

※基金の管理については、毎年金融機関による入札を行い、最も有利な金融機関に預け入れしている。

その他

「田原市の市民協働まちづくり方針」の周知

平成20年10月に策定された「田原市の市民協働まちづくり方針」を広く周知するため、広報たはら（11月号）、田原市ホームページへ掲載。また、市議会、校区総代等へ冊子を配布。市の各種会議の場において、方針のPRを随時行なっている。なお、現在、まちづくり方針ポケット版の案を作成中。

田原市民活動支援センターの活動状況

平成20年度実績

1 田原市民活動支援センター運営

- ・平成20年4月4日～平成21年3月29日
- ・場所／文化会館内フリースペース
- ・毎週金、土、日曜日 午後2時～7時
(稼働日数 148日)



2 活動実績

(1) サポーター設置事業

◎相談業務

市内の各団体などが抱える運営上の問題について相談を受け、助言やコーディネートを行うことにより、活動のサポート支援を行う。

- ・専門相談員によるもの 3回(8件/年)

第1回市民活動相談会(7/19開催)

アドバイザー：神谷典江氏

<とよかわボランティア市民活動センター>

第2回市民活動相談会(10/26開催)

アドバイザー：松下典子氏

第3回市民活動相談会(2/1開催)

アドバイザー：神谷典江氏

- ・支援相談員によるもの 121件/年



◎どすごいネット業務

東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」の啓発と利用方法などのサポート支援を行なう。

東三河市民活動推進協議会幹事会出席

(どすごい交流会開催協力)

どすごいネット利用相談



(2) NPO 講座事業

NPO 講座

第1回市民活動講座(6/29開催) 150名参加

テーマ『『自立』を考えるまちづくり

＝長野県栄村の実践から＝

講師：高橋彦芳氏(長野県栄村前村長)



第2回市民活動講座

(10/26開催) 11名参加

テーマ「知多から学ぶ福祉」

講師：松下典子氏

(NPO 法人地域福祉サポートちた代表理事)

第3回市民活動講座（2/1開催） 50名参加

※あつみNPOネットワークと協働

テーマ「つながる～そしてともに育つ社会へ」

講師：早瀬 昇氏

（日本NPOセンター副代表理事ほか）



(3)NPO 情報誌等発行

市内で活躍する市内ボランティア団体や市民公益活動団体などの紹介、その他情報を広報する。

- ・市民活動だより Vol.5～8発行 4回発行
- ・広報たはら 8月より毎月「広報たはら 15日号」において、「田原市民活動支援センターのページ～市民の活動情報をタイムリーに発信～」スタート。



支援センターが発行する市民活動だより



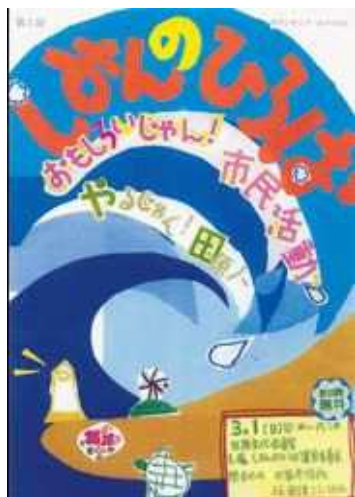
作成・編集する「広報たはら」の1ページ

(4)NPO 協働事業支援

団体情報の発信及び団体相互の交流の場として開催する交流会の企画・実行のサポートを行なう。

市民活動交流会開催支援

「第2回しみんのひろば（3/1開催）」運営サポート（運営委員会 12回／年）



平成21年度運営計画

1. 市民活動サポート事業

(1) 日常相談業務

設置された窓口において、市内の各団体などが抱える運営上の問題について相談を受け、助言やコーディネートを行うことにより活動のサポート支援を行う。

＜業務場所＞ 主に田原市田原文化広場・フリースペース内、または渥美地区、赤羽根地区内の公共施設内

＜業務期間＞ 平成21年4月4日から平成21年3月28日までの毎週金・土・日（平成22年1月1日から3日を除く）

＜業務時間＞ 午後2時から午後7時まで

(2) 合同・個別相談会の開催

昨年より試行された田原市社会福祉協議会、市民協働係、市民活動支援センターの3者が協力して「合同・個別相談会」を行なう。

・開催回数：年4回

(3) どすごいネットの普及啓発および利用サポート

東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」の啓発と利用方法などのサポート支援を行う。

2. 啓発・研修・交流事業

(1) 研修講座、視察研修の開催

- ・コーディネーター養成講座など
- ・視察研修会の企画・実践など

(2) 市民活動交流会「しみんのひろば」の開催サポート

3. 広報活動

市内で活躍するボランティア団体や市民公益活動団体などの紹介やその他の情報を広報する。

(1) 「市民活動だより」の発行

- ・発行回数：4回／年

(2) 「広報たはら毎月15日号／市民活動支援センターのページ」

- ・発行回数：12回／年

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成21年度】

《 募 集 要 綱 》

応募期間

平成21年4月1日～4月30日(木)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成２０年３月２６日条例第１号）第１９条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

１ 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

（１）市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

（２）事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

（対象１７分野）

- １ 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- ２ 社会教育の推進を図る事業
- ３ まちづくりの推進を図る事業
- ４ 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- ５ 環境の保全を図る事業
- ６ 災害救援活動事業
- ７ 地域安全活動事業
- ８ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- ９ 国際協力の活動事業
- １０ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- １１ 子どもの健全育成を図る事業
- １２ 情報化社会の発展を図る事業
- １３ 科学技術の振興を図る事業
- １４ 経済活動の活性化を図る事業
- １５ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- １６ 消費者の保護を図る事業
- １７ 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の

活動事業

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成22年2月末までに完了しない事業
- (11) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (12) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体
- (5) 公開審査（5月）及び事業報告会（3月）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要な専門家（相談、指導など）及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金 事業に必要な国家資格等の専門性を持った団体会員への謝礼金	記念品、手土産代等 本事業にかかる団体代表者の謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	事業実施に必要な不可欠な食事代や講師等の昼食代等	団体構成員だけの食事代等（お茶菓子、ジュース代含む）
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・ 補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。
- (1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1
補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円
ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。
- (2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。
- (3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。
- (4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・ 提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。
- (1) 書類審査
 - ・ 市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。
- (2) 公開審査
 - ・ 書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
 - ・ 公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
 - ・ 審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
 - ・ 公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
 - ・ 公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
 - ・ 審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か	10点
必要性	・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか (どういった課題のために、誰のために) ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか	10点
連携性	・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか	5点
先駆性	・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか)	5点
発展の可能性	・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	5点
実現の可能性	・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (あいまいな点、決まっていない事が多くないか)	5点
自立継続性	・ 自己資金調達の努力をしているか (寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性) ・ 自立に向けた事業の継続性があるか	5点

7 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。

8 その他

・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（4月1日から4月30日まで）
- 2 制度説明会（4月17日）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（5月中旬）
- 4 公開プレゼンテーションによる審査（5/27～30日の間で調整中）…（審査会委員）
- 5 審査結果の通知（市から通知）（6月上旬）
- 6 交付申請書の提出（認定された場合の本申請）（6月中旬）
- 7 交付決定の通知（6月中旬）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（3月上旬まで）
- 11 事業報告会（3月上旬）・・・（審査会委員）
- 12 交付の確定の通知（3月中旬）
- 13 交付請求書の提出（3月中旬）
- 14 補助金の振込み（4月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

※申し込みは、直接持参を基本としますが、メール、郵送、ファクシミリ可とします。
この場合、市民協働課が申請を受付けた時点で、受領確認の連絡を入れさせていただきます。連絡先等を明記していただき、受領の確認がない場合は、申請者から市民協働課まで問合せください。

市民協働まちづくり事業補助制度の状況

1. 補助制度のPR及び説明会の状況

(1) PR活動

- 3月1日開催の「しみんのひろば」の会場において、制度の個別説明会を開催した。
- 4月1日から田原市のホームページ及び広報たはら4月号に掲載によってPRした。
- 随時、市民活動支援センターへの相談に対応した。

(2) 説明会

- 平成21年4月17日（金）18:00～20:00 田原市役所 6階講堂
※10団体 20名出席

2. 応募状況及び書類審査

(1) 応募状況

- 末尾添付の資料参照

(2) 書類審査の状況

① 市民協働まちづくり事業補助金募集要綱への適合判断

- 法的な面から実現が困難な事業があった（事業計画の部分変更による対応を認めた）。
- 補助事業収支予算書において、費用明細等の記載不足が目立ち、積算内訳が確認できない団体も複数あった。
- 対象費用の適否において、光熱水費、電話料等などで支払い根拠を明確にすることが困難であり、適切な領収書による支出確認ができないと思われる費用があった。
- 会員（ボランティア・スタッフ含む）に対する弁当代の計上など、茶菓子代以外の食糧費を認める条件設定（線引き）が困難である。
- 会員のうち特殊技能を持つ者への謝礼（講師・執筆・ガイド・デザイン料）と思われる経費が見られ、補助対象としている「国家資格等の専門性を持った会員の謝礼」とを判別することが困難である。

※以上の内容について、各応募団体へ確認事項として照会中で、回答がない場合は一部の経費を対象外とする。

(3) 関係課による施策への適合確認

- 応募事業に関係する課に対して、「市の施策と合致の有無」、「助成（補助重複）の確認」、「所管課における補助制度創設予定の有無」について確認した。

3. 公開審査の進め方

(1) 審査員の選任

- 第5回会議において、審査員については、「鈴木誠会長」、「彦坂雄三委員（議会）」、「杉浦弘委員（市）」の3名は決定し、残る2名の選任は会長推薦（一任）となっている。
- 残る2名は、応募団体の関連者を除く委員の中から、「大羽敏副会長」、「真野尚功委員」を選任した（5月17日会長選任）。

(2) 公開審査会

- 平成21年5月29日（金）19:00～22:00 田原市役所6階講堂
- 各応募団体 説明5分（時間厳守）、審査員からの質疑5分 計10分以内

(3) 審査方法

- 審査基準（8項目）のうち「公益性」又は「必要性」に0点をつけた審査員が1人でもいた場合、不採用となる。
※ 審査方法の打合せ：5月22日（金）午後5時30分～
- 交付団体の採択は、審査委員の審査結果を最大限尊重し、審査点数の平均点が高い団体から予算の範囲内（平成21年度は260万円）で、市が決定します。

4. 本年度の補助制度の取扱いの整理

- 取扱方針① 今年度の補助金予算額260万円に対し、交付決定額（事業採択額）が下回ることから、基金運用収入は、昨年度同様に市民活動支援センターの運営経費に充当する。

【理由】

- *この制度は、本年度初めて実施する取組であり、一年間通して事業の実績・問題点を整理・確認し、改善する必要があるため、残額に対する追加募集は控えたい。

- 取扱方針② 補助対象とする「食糧費」については、外部講師の食事代と会議等の茶菓子代に限定する。

【理由】

- *補助要綱では対象事業費として、「事業実施に必要不可欠な食事代や講師等の昼食代等」と示しているが、補助事業の準備等ために団体構成員がスタッフとして行動した際の昼食代を対象とすると、線引きができなくなる。
最も明確な線引きは、団体構成員の食事代等は除くとする。
- *例えば、清掃活動を朝11時頃から始めて、片付けを含めると午後2時頃になってしまう場合、その準備に当たったスタッフであっても、実働2時間で昼食を認めるのかということになる。この場合、何時間であれば認めるのか、また、スタッフと参加者の境界を明確にできるか、などの問題が生ずる。

■取扱方針③ 補助対象とする「報償費」は、構成員以外の者に限定する。

【理由】

*補助要綱では対象事業費として、「事業に必要な国家資格等の専門性を持った団体会員への謝礼」とあるが、団体構成員の人件費という見方と区別することが困難である。また、国家資格等の専門性を持った団体構成員の定義が不明確で判断できない。ただし、法律により無償で実施することができないことが定められているものは除く。

5. 補助制度改善のための確認事項

■確認事項① 同じ団体が、同一年度に、同様の事業をシリーズのように2回開催した場合、それぞれの事業が対象となり、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助が受けられるのか。

【事務局の見解】

*同一年度内に、同様の事業について複数に分けて応募されることを想定していなかったが、全く同じ内容の活動をシリーズ化しても一事業と判断し、複数応募できないものとするべきと考える。
*例えば、清掃活動のように毎月の活動に対する経費が40万円を超えた場合、翌月分からの活動を別事業で応募するようなものと考え、

■確認事項② 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象にするように、補助金のスケジュールを変更することはできないのか。

【事務局の見解】

*本年度にスタートした制度であることから、4月の応募締切から手順を踏むと6月以降の交付決定となる。応募時期を早め、3月募集、4月初旬に締切、4月中旬に公開審査、5月交付決定・事業実施などのスケジュールに変更することは可能と考える（財務処理の面で確認が必要）。
*但し、団体によっては、新年度の執行体制にならなければ、事業計画が策定できない場合もあり、4月早々の公募締切では困る場合もある。

■確認事項③ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し、8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になっても良いのか。

【事務局の見解】

*単に書類を確認するだけでなく、事業報告会によって内容を把握するためにこれを義務付けている。しかし、実績報告書の提出があり、書類審査を行い適正であった場合、支払いを行なうべきだと考えている。
*市民団体は、資金的に厳しいことから概算払いについても検討したいが、事業が不執行（予定された事業ができなかった場合）に、どうやって返還させるかを考えると難しい面がある。

■**確認事項④** 公開審査(採点)の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、**規定点数(ボーダーライン)が必要ではないか。**

【事務局の見解】

- *現在の要綱では、0点～5点まであるなかで、「1点は、補助対象として問題がある」、「2点は、補助対象として、劣るとことはあるが一応可である」となっている。
- *補助の応募総額が、予算額を上回らない限り、「公益性」と「必要性」でゼロを付けられない限り補助対象となってしまうが、中には、実行困難と思われる案件や内容自体が疑わしいものもあり、今のままでは、これらを排除する方法がない。

※以上の確認事項を含めて、10月の会議で再度意見を頂き、更に、2月末の事業の実施状況・問題点を確認しながら、要綱の改正を行う。

以上

市民協働まちづくり事業補助金応募一覧表

No.	団 体 名	代表者	事 業 名	事業概要	補助金要望額
1	特定非営利活動法人 ゆずりは学園	沓名智彦	手づくりイスで街づくり	間伐材を利用したイスを作成。市民の交流の場に提供する	200,000円
2	たらめ会	井澤正光	「たはら里山の旅・大山編」の編集・発刊	あまり知られていなかった奥渥美里山の自然を調査。大山、雨乞山周辺のハイキングガイドブックの発刊	200,000円
3	NPOエコウインドネット	鈴木 裕	「エコの風をおこそうかい！」事業	汐川・清谷川の清掃活動、エコの竹ドームを活用したエコ啓発活動。	157,000円
4	特定非営利活動法人 渥美半島ハイキングクラブ	鈴木一敏	「雨乞山タコウド展望クリーンハイキング 春」	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して自然保護意識の高揚を図るハイキングを実施	60,000円
5	環境ボランティアサークル 亀の子隊	鈴木吉春	西の浜クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会	西の浜の清掃活動、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」の実施	200,000円
6	特定非営利活動法人 渥美虹の会	河上美智子	障害児童福祉啓発事業	市民に障害のある人への理解を深めることを目的に和太鼓の演奏会を提供	105,000円
7	「共生のまち」田原市を考える会	伊藤 淳	「共生のまち」田原を考えるフォーラム	障害のある方も無い方も同じ田原市民として共生していくまちを築くためのフォーラムの開催	151,000円
8	女性会議WIT ウィット	森下静子	～市民のライフアップセミナー～ 「女性のさまざまに発信が、互いを尊重し会える社会の実現に向かって」	各分野で活躍している女性、女性問題、人権問題等に取り組んでいる方々を囲んでの講座の開催	160,000円
9	特定非営利活動法人うたた	中根昌子	アートによるノーマライゼーション推進事業 「アトリエカーグ」	障がい者の余暇支援として絵画指導等を開催	97,000円
10	「アートコラボ・芸術は君のもの！」 実行委員会	中根昌子	「アートコラボ・芸術は君のもの！」	絵本画家を招いた読み聞かせ、トークショー、ワークショップの開催	160,000円
11	あつみNPOネットワーク	森下静子	「あつみNPOの集い 2010」	地域社会を担う子どもたちにNPO・ボランティア活動の紹介、参加のきっかけ作りとする講演会、活動発表等の開催	200,000円
12	福江クリーンアップクラブ	木村弥富	福江地区クリーンアップ大作戦	福江地区国道259号線沿いの清掃活動、花壇の手入れを行なう	47,000円
補助金要望額 計					1,737,000円

市民協働まちづくり事業補助金 書類審査結果

	事業名	施策の方向性	要綱上の指摘	その他	可否
1	手づくりイスで街づくり	建築課 合致・相違			
2	「たはら里山の旅・大山編」の編集・発刊	街づくり 合致・相違 商工観光 合致・相違	予算書 確認依頼中	紹介しているコースの地権者の同意が得られているか。	
3	「エコの風をおこそうかい！」事業	清掃管理課 合致・相違	予算書 確認依頼中		
4	「雨乞山タコウド展望クリーンハイキング 春」	商工観光 合致・相違	予算書 確認依頼中		
5	西の浜クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会	農政課 合致・相違	予算書 確認依頼中		
6	障害児童福祉啓発事業	福祉課・社協 合致・相違	予算書 確認依頼中		
7	「共生のまち」田原を考えるフォーラム	福祉課・社協 合致・相違			
8	～市民のライフアップセミナー～ 「女性のさまざまな発信が、互いを尊重し会える社会の実現に向かって」	市民協働課 合致・相違	予算書 確認依頼中		
9	アートによるノーマライゼーション推進事業 「アトリエーカーク」	福祉課・社協 合致・相違	予算書 確認依頼中		
10	「アートコラボ・芸術は君のもの！」	福祉課・社協 合致・相違	予算書 確認依頼中	3つの市民活動団体による事業	
11	「あつみNPOの集い 2010」	市民協働課 合致・相違	予算書 確認依頼中	6回の開催実績	
12	福江地区クリーンアップ大作戦	街づくり・商工 合致・相違	予算及び実施場所の確認依頼中	花壇の場所によっては補助制度あり	